

広島県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年三月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市吉田町常友字西大坪二二〇番二四地先から 安芸高田市向原町戸島字奥原一〇三九番一三地先まで	新		五・六〇〇〇 二・〇〇〇	五、一八八・ 一〇	ダブルウェイ
	一〇・一五〇〇 二〇六・三〇〇	三、一九一・ 六〇			
安芸高田市向原町戸島字朝日山一〇二七番一〇地先から 安芸高田市向原町戸島字朝日山一〇二七番一二地先まで	新	旧	一〇・九〇〇 一〇九・六〇〇	一一一・九〇	拡幅
			一〇・九〇〇 三八・二〇〇	一一一・九〇	